

国立大学法人東京外国語大学科学研究支援員実施要領

(平成13年9月12日)
制 定

改正 平成16年12月28日規則第233号

(趣旨)

第1 この要領は、「国立学校における科学研究費補助金の間接経費等の取り扱いについて」(平成13年3月30日付12文科振第281号文部科学省研究振興局長、文部科学省大臣官房会計課長通知)に基づき、東京外国語大学における科学研究費補助金の研究をより一層推進させることを目的とする研究支援者の雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 東京外国語大学における研究支援者の名称は、科学研究支援員とする。

(雇用)

第3 科学研究支援員の雇用は、科学研究費補助金(直接経費)により行うものとする。

(職務)

第4 科学研究支援員は、当該直接経費にかかる科学研究費補助金の研究遂行にあたり、その支援業務にのみ従事するものとする。

(対象者)

第5 対象者は、研究分担者を除く研究者、大学院博士後期課程に在籍する学生及び技術者とする。

(身分)

第6 科学研究支援員は、非常勤職員とする。ただし、大学院博士後期課程に在学する学生及び技術者については、常勤職員の1週間あたりの勤務時間の4分の3を超えない範囲とする。

(選考)

第7 選考は、各部局において行うものとする。

(任期)

第8 任期は、当該会計年度を超えない範囲とする。ただし、年度途中でやむを得ない事由により当該研究を廃止する場合には、当該研究遂行期間内とする。

(任用及び給与等)

第9 任用及び給与等については、別に定めるものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、科学研究支援員の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年9月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年12月28日から実施する。